

LP協会保安第21～37号
平成21年7月31日

都道府県協会御中

(社)エルピーガス協会

ホテル、旅館に対する簡易ボイラー等使用時の一酸化炭素中毒事故防止に
関する緊急調査の実施及び注意喚起並びに協力について (協力要請)

本年6月2日に山口県のホテルで発生した一酸化炭素中毒事故を受け、当協会では6月18日付けLP協会保安第21～21号「ホテル・旅館等における一酸化炭素中毒事故の防止について(お願い)」において、ホテル・旅館等に供給している販売事業者に対し、点検及び啓発等を図られるようお願いをしたところです。

一方、原子力安全・保安院では、この事故の重大さに鑑み、事故原因調査・再発防止検討委員会を設置するなどし、対策を講じている中で、当面の対策として、ホテル、旅館に対し、厚生労働省(保健所)を通じて緊急調査を実施することとなったことから、別添のとおり当協会に対して事前周知等の協力要請がありました。

つきましては、貴協会会員を通じて、簡易ボイラー等(別添の経産省要請文書参照)を使用しているホテル、旅館に対し、下記の対応を図られるようよろしくお願いいたします。

なお、同様の要請が(社)日本ガス協会、(社)日本簡易ガス協会、日本暖房機器工業会(ボイラー等のメーカー団体)にも行われています。

- * 厚生労働省や関係する団体への要請文書等が経済産業省原子力安全・保安院のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。
(<http://www.nisa.meti.go.jp/oshirase/oshirase2009/210730-1.htm>)

記

簡易ボイラー等を使用しているホテル、旅館への対応事項

1. 緊急調査の事前周知及び注意喚起並びに協力

- ・ 別添の経産省要請文書中の「緊急調査実施のお願い」チラシを配布し、厚生労働省（保健所）を通じて緊急調査が実施されることの事前周知及び注意喚起を実施する。

その際、今回は事前周知でありLPガス販売事業者に調査票を提出する必要はなく、厚生労働省（保健所）からの調査が別途来ることを伝える。

※ ホテル、旅館に設置されているボイラーが簡易ボイラー等に当たるか識別できない場合でも、チラシによる周知をお願いいたします（その際、正式な調査が来るかの確認は保健所にするよう伝えてください）。

- ・ 今回の緊急調査に係る相談を受けた場合は、対応し、協力する。

2. 異常があった場合の対応

ホテル、旅館から、ボイラーの異常があるなどの相談があった場合は、メーカーに連絡し対応を図る。

以 上
発信手段：Eメール、担当：保安グループ